

日吉津村定員適正化計画

平成 19 年 3 月

日 吉 津 村

1．趣旨

少子高齢化社会の進展や情報化の急速な進展などの時代の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、多様化していく村民の価値観並びに新たなニーズへの対応も求められています。さらに国・地方を通じた厳しい財政状況にあっても、地方分権に対応したサービスを提供できる体制の構築が必要となっています。平成 18 年 3 月に策定した行財政改革大綱の基本項目 5 に「人件費、職員定数の適正化を図ります」と定めており、村として定員の管理を積極的に推進し、行財政環境の変化に弾力的に対応できるよう体質強化を図るために、日吉津村定員適正化計画を定めるものです。

2．計画の期間

平成 17 年度を基点とし平成 22 年度までの計画とし、必要に応じて見直しを行います。

3．対象職員

対象職員は全部門（一般行政、教育部門及び公営企業等）の常時勤務する一般職を対象とします。

4．これまでの取り組み状況と職員数の比較

これまでの定員管理については人員の抑制に努めながらも、必要に応じ職員定数を増やしてきており、平成 13 年には職員定数を 52 名としていました。

その後、市町村合併問題について村民の意思を確認した住民投票を踏まえた本村の単独存続決定後に、増大する行政需要に対応するとともに、主要な行政課題となった地域コミュニティ計画づくりなどの推進を図る組織づくりも進めてきました。さらに、技能労務職員の一般職員化を行い、また、出納室、議会事務局、児童館及び中央公民館で臨時職員化を進め、職員数の適正化に努めてきました。その結果、職員数については、平成 14 年の 51 名をピークに減少してきており、平成 18 年度当初では 48 名になっています。

平成 18 年 4 月 1 日現在で類似団体別職員数の状況との比較を行いますと、普通会計の職員数は一般行政部門は 37 名、特別行政部門（教育委員会）は 6 名の計 43 名に対し類似団体職員数は 56 名であり、実数が下回っている状況です。

「類似団体職員数」とは、全国の市町村を人口と産業構造により、市については 36 類型、町村については 85 類型に分類し、人口 1 万人当たりの数値から基準となる職員数を算定したものであり、日吉津村は産業構造から 次、 次産業の割合の高い町村の - 2 に分類されます。定員モデルの対象外部門（教育等）も対象としていることや、定員モデルより、さらに細かい部門間の比較が可能となるものです。なお、このたびの比較は単純値ではなく修正値を利用しています。

5 . 目標

総務省が平成 17 年 3 月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」によると、平成 11 年から平成 16 年まで過去 5 年間の地方公共団体の総定員の純減である 4.6%を上回る総定員の純減を図る必要があるとされています。さらに、平成 18 年 8 月には「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」が示されており、その中で本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行う旨が改めて示されています。本村ではこれらの状況を踏まえ、平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 49 名を平成 22 年 4 月 1 日には 46 名とすることを目標とします。

6 . 定員管理の方策

定員管理の具体的方策として、次の手法に総合的に取り組み、目標達成を目指します。

(1) 事務事業の見直し

事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図ります。

(2) 民間委託等の推進

行政運営の効率化の観点から民間委託を検討し、住民サービスの向上に配慮しながら推進を行います。

(3) 退職者の不補充及び採用の抑制

定年退職の際に採用を抑制することで定員の減少を図ります。

(4) 職員の適正な配置

新たな行政課題や業務量の変化に柔軟に対応した職員配置に努めます。

(4) 職員の能力向上

業務が多様化、専門化する状況であり計画的かつ効果的な職員研修を行うことにより、職員の能力開発等を図り、公務能率の向上に努めます。

(5) 多様な職員雇用の導入

緊急又は臨時的な業務のみならず、直営業務についても、正規のみでなく臨時職員、嘱託職員などによる対応を進めます。

7. 計画の公表

定員適正化計画及び計画の進捗状況などについては、毎年度、村広報や村ホームページ等で公表します。

部門別職員数の推移と計画（各年４月１日）

部 門		平 16	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22
一般行政部門		人	人	人	人	人	人	人
	議 会	2	1	1	1	1	1	1
	総 務	13	13	13	15	15	15	14
	税 務	3	2	2	2	2	2	2
	民 生	13	13	13	11	11	11	11
	衛 生	5	5	4	5	6	6	6
	農林水産	2	3	3	2	2	2	2
	土 木	1	1	1	1	1	1	1
小 計		39	38	37	37	38	38	37
教育部門		6	6	6	6	6	5	5
普通会計計		45	45	43	43	44	43	42
公営事業部門	下水特会	2	3	3	2	2	2	2
	国保特会	2	2	2	2	2	2	2
	介護保険	1	1	1	1	1	1	1
	小 計	5	6	6	5	5	5	5
合 計		50	50	49	48	49	48	47
教育長を除く職員数		50	49	48	47	48	47	46
退職(予定)者数		3	2	5	-	1	3	2
採用(予定)者数		-	2	2	3	1	-	2

（注）・「合計」欄は、教育長を含みます。（ただし、平成 16 年は教育長不在。）

・「教育長を除く職員数」は、当該年度当初の人数で、「退職(予定)者数」及び「採用(予定)者数」は、当該年度中の人数です。

資料：地方公共団体定員管理調査個別団体表